

## 平成29年度第1回茅ヶ崎指定管理者選定等委員会会議録

議題	(1) 指定管理者制度導入に関する基本的考え方の改訂について (2) その他
日時	平成29年5月15日(月) 午後2時00分 開会 午後3時15分 閉会
場所	市役所分庁舎5階 A会議室
出席者氏名	藏田幸三委員長・山本裕子副委員長・池澤龍三委員・池内忠弘委員 (事務局) 事務局5名 秋元企画部長、青柳行政改革推進室長、安西室長補佐、渡邊主任、土井主任
資料	平成29年度第1回茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会次第 資料1 指定管理者制度導入に関する基本的考え方【第10版】(案) 資料2 指定管理者制度導入に関する基本的考え方 新旧対照表 当日配布資料 指定管理者制度導入に関する基本的考え方の見直しのポイント
会議の公開・非公開	公開
傍聴者数	なし

(開会)

(事務局) (青柳行政改革推進室長)

皆様、こんにちは。それでは定刻となりましたので平成29年度第1回茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会を始めさせていただきます。

私は、本日の進行を務めさせていただきます、行政改革推進室長の青柳と申します。どうぞよろしくお願いいたします。会議に先立ちまして企画部長よりご挨拶申し上げます。

(事務局) (秋元企画部長)

皆様、こんにちは。企画部長の秋元でございます。

本日はお忙しい中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

今年度は総合計画の第4次実施計画の策定、さらには次期基本構想の議論も始めていかななくてはならない状況にあり、行政改革がますます重要になってまいります。そんな中、これまで以上に行政改革を推進していくため、組織の中で1つの担当という位置づけから課単位となるよう組織改正が行われたところであります。本日の議題となっている指定管理者制度につきましては現状や課題を十分に把握した中で見直していくことが重要であり、ぜひとも専門的な見地の中で、ご意見いただけますようよろしくお願いいたします。

(事務局) (青柳行政改革推進室長)

それではまず、「茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会規則」第6条2項に従い、本委員会委員4名のうち現在4名出席で過半数となるため、本会議が成立していることをご報告します。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。

#### 【資料確認】

(事務局) (青柳行政改革推進室長)

本日の本委員会につきましては原則通り公開で実施いたします。よろしくお願いいたします。

それでは会議の進行につきましては、茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会規則に基づき、藏田委員長にお願いいたします。

(藏田委員長)

それでは、引き続き会議を進めさせていただきます。最初に議事録署名人を指名させて

いただきます。審議会等の長と、審議会等の長が指名した委員が署名するというご  
ざいますので、名簿順で池澤委員にお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

(池澤委員)

はい。

(藏田委員長)

それでは、池澤委員にお願いいたします。それでは議題（１）指定管理者制度導入に関  
する基本的考え方の改訂について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局説明等)

議題１「指定管理者制度導入に関する基本的考え方の改訂について」

(事務局)

それでは、議題の（１）指定管理者制度導入に関する基本的考え方の改訂につきまして  
ご説明申し上げます。

本考え方「指定管理者制度導入に関する基本的な考え方」につきましては、これまでも  
必要に応じて、随時改訂作業を進めてまいりました。昨年度の時点で第９版の発行まで至  
っているという状況でございます。

このたびにつきましても、昨年度の指定管理者選定作業等を通じて顕在化してまいりま  
した課題などについて、事務局のほうで取りまとめをし、また、委員の皆様から頂戴した  
意見の内容も踏まえ、整理させていただきました。

資料につきましては、資料の１「基本的な考え方」の本冊案、それから、資料の２「新  
旧対照表」また、当日配布させていただきました、「基本的考え方の見直しのポイント」、  
この３種類を使用させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、説明につきましては、当日配布資料「見直しのポイント」に沿って順に進め  
ていきたいと思っております。

このたび、生じた課題に対する対応ということで、見直しをさせていただいたポイント  
としては、大きく分けまして６つの点がございます。そちらのポイントを今回の当日配布  
資料に取りまとめてございますので、こちらに沿って進めてまいります。

まず、１ページ目の項番の１、募集の期間及び予算計上につきましてご説明申し上げま  
す。

これらの事項に係る現状といたしましては、まず、１つ目でございます。選定に際して、  
応募者説明会への参加を応募の必須条件としている関係で、３週間という募集期間が短い

というご意見を頂戴しており、広く募集を募るためには募集期間は1カ月以上必要と考えました。

また、2つ目でございますが、募集期間をそもそも長くできない要因の1つとして予算計上の時期という要素がございました。現在の本市の運用といたしましては、債務負担行為の設定につきまして、年度の途中、具体的には6月ないしは9月議会で補正予算として債務負担を計上するという運用です。そのため、募集期間が制限されるという状況にあり、もしこれを当初予算に設定することができれば、指定管理の募集期間を延ばすことが可能になるのではないかと考えました。

また、3つ目でございますが、他市にあっては、募集の事前告知として、当該年度に「指定管理者選定を予定している施設一覧」をホームページに掲載をしている事例がございましたが、本市にあっては債務負担行為の設定前にそういったことができないという課題がございました。

これらのことを踏まえた対応方針でございますが、まず、1つ目といたしまして、平成30年度に選定する施設から債務負担行為の設定を当初予算において設定することにしたいと考えております。

こちらにつきましては、まず、本体の資料1のほうで申し上げますと、12ページ、また、新旧対照表にあっては、1ページ中「継続施設への指定管理者制度導入の流れ」のところの文言として、括弧書きで「当初予算」という文言を加えたいと考えております。

また、2つ目でございます。債務負担行為の設定を当初予算とすることにより、4月以降、どのタイミングであっても募集開始が可能となるため、募集の事前告知を行い、募集期間についても最低1か月間設けたいと考えております。

こちらにつきましては、資料1にあっては、14ページの中段、ウのところ「募集期間は原則として1か月以上」と整理をさせていただきました。

以上が、まず項番の1の部分についての説明でございます。

続きまして、項番の2、PFI事業者を指定管理者として選定する場合の取扱いにつきましてご説明いたします。

まず、現状でございます。PFI法に基づいて、PFI手法に基づく事業選定を行った、柳島スポーツ公園が本市にもございますが、これまでの基本的考え方にあつては、PFI事業者であるということを理由に非公募とすることができるとなっているものの、具体的な手続についての定めは、これまでございませんでした。

PFI事業者を公の施設の指定管理者として選定・指定するに当たりましては、附属機関である本委員会との位置づけを整理し、また、それらを基本的な考え方に位置づける必要があると考えております。

それらの課題を踏まえまして、対応方針でございますが、まず、1つ目としまして、P

PF I 法上の契約と指定管理者制度というものは、別々の制度でございますので、例えばPF I 事業者となったことをもって自動的に指定管理者になるというような行為をとることはできないため、指定管理者の指定の手続が必要となってまいります。

続いて2つ目でございます。指定管理者につきましては、当該施設の設置管理条例が制定された後に選定されるという流れでございますので、PF I 事業者を指定管理者とする旨を当該設置管理条例において、まず、言葉で規定することにより対応してまいりたいと考えております。

続いて3つ目でございます。それらの条例の位置づけに基づいて、どのような行為を附属機関でございます本委員会でするかという点につきましては、PF I 事業者をPF I 事業者として選定する際の提案書類のうち、指定管理者の選定の際に提出していただく事業計画書等に相当する書類を添えて、当該PF I 事業者を指定管理者候補者として選定した旨を報告させていただくという運用でまいりたいと考えています。

なお、4つ目でございますが、指定期間につきましては、原則としてPF I 事業計画における運営・維持管理期間と同一にしたいと考えております。

これらの内容につきましては、資料1は22ページ、また、新旧対照表で言いますと8ページ、「(6) PF I 事業により施設の管理運営を行う場合の取扱い」の部分に詳細を整理してまいりたいと考えております。

先に進ませていただきます。2ページに進みまして、項番の3、指定管理料の剰余金の返還等につきましてご説明申し上げます。

まず、現状でございます。これまでの基本的考え方の中にあっては、各指定管理者における剰余金につきましては、指定管理者が根拠を示し、市が内訳等を確認した上で、経営努力に基づくものだと判断できる場合には、原則として指定管理者へ帰属されることが適当であると整理してまいりました。

また、経営努力と認められない場合においては、市と指定管理者の協議により、剰余金の返還等も含めた適切な対応をすることでこれまでも掲げておりました。実際といたしましては、剰余金の返還については一部の例外を除いては行っていないという状況がございます。

例えば、当初、開館予定で指定管理料の算出をしている施設があったとして、とある日の夜に事前の利用申し込みもないから電気代もかかるし、きょうは閉めておこうというように夜間閉鎖した場合にあっては、当初実施予定だったものを実施しなかったという整理となり、そちらについては指定管理料の返還をしていただく必要があるのではないかと課題意識を持っておりました。

これらのことを踏まえまして、対応方針でございます。当初予定していた事業を事情があって実施することを見合わせた場合や実施予定であった部分に充てる人件費が発生しなかった場合などにつきましては、原則返還していただくこととしたいと考えております。

指定管理料の返還に際しましては、まず、その概念を協定書に一定の言葉を定めることとし、また、所管課で実際の実績を確認した上で、協議の上定める等の一定のルールを設けたいと考えております。

これらの対応方針については、資料1では10ページ、また、新旧対照表にあつては1ページ目の「(12) 指定管理料の設定」の部分で整理をしております。

続きまして、項番の4、地域集会施設・子どもの家等複合施設の指定管理者の選定における課題につきましてご説明申し上げます。

まず現状でございます。地域集会施設、いわゆるコミセンと呼ばれる施設、また、子どもの家等につきましては、各地区におけるコミセンの管理運営委員会等の地域の団体の皆様に管理を行っていただいております。

具体的には、11あるコミセンのうち6つにつきましては、コミセンと子どもの家を、また、それ以外のもう一つにつきましては、コミセンと老人憩の家を当該地域団体が一括して管理を行っているという現状がございます。

しかしながら、施設の設置目的自体は、コミセンと子どもの家、また、コミセンと老人憩の家、それぞれで異なる部分がございます。そのため、指定管理者の選定に際しましては、要綱等の作成、また、申請書類の提出、また、選定委員会の開催等につきまして、形式上は全て別個に行う必要がございます。そのため、事務局を含め、委員の皆様、各地域団体の皆様、双方に負担感ございました。

それらの現状を踏まえまして、昨年度における本委員会におきましても委員の皆様からご意見を頂戴しております。資料にその意見を記載しておりますが、まず、1つ目といたしまして、例えばコミセンと子どもの家について、施設が分かれているのであれば、経費について明確に分けて算出すべきじゃないかというご意見。また、2つ目といたしまして、作表等の労力を考え、また、運営の実態を加味した場合、市の設置管理条例が異なるという現状をそもそも見直す必要があるのではないかというご意見も頂戴しているところでございます。

これらのことを踏まえまして、対応方針でございますが、施設の設置目的が異なっていることを含め、実際の所管課、また、設置条例の位置づけそのものを改めることについては、課題も多く、それらについては従来どおり別個のものとさせていただきたいと考えてございますが、例えば、コミセンと子どもの家など、一体的に運営されている施設、また、市がそれを求めるような施設につきましては、複数の施設であっても一括管理する募集、つまり、募集团体は1団体とし、一括管理で募集を行うことによって、選定委員会を1回、提案書についても1部作成して審査を行うことが可能になると考えてございます。

これらの対応方針につきましては、資料1では12ページの下段の(2)「選定の単位」のところから13ページにかけて整理をさせていただいております。また、新旧対照表に

つきましては、2ページ目でございます。

項番の5に進ませていただきます。指定の申請における申請書類及び評価の視点につきましてご説明申し上げます。

まず現状でございます。昨年度選定を行っていただきました本委員会の審査の中で、雇用契約書等の整備や審査資料の提出状況など、昨年度より審査基準として追加した労働条件項目に課題があり、ご意見を頂戴したところでございます。

また、2つ目といたしましては、非公募施設についてのモニタリング結果シートにおいて、利用者アンケートの項目があるものの、利用者アンケート自体が提出書類となっていないことからアンケートの実態等が把握できないという現状もございました。

これらのことを踏まえまして、対応方針でございますが、まず、1つ目、公の施設の運営を行っていただく指定管理者につきましては、労働環境の整備という側面も非常に大事であろうということから、改めてチェック項目を見直しすることといたします。具体的には、従前の考え方の中にある雇用契約書関係の書類につきまして、改めて提出すべき書類を明確化し、もう一つは、労働保険等への加入につきましても提出書類の中で確認を行っていきたいと考えております。

また、これらのことに伴い、審査基準の項目といたしまして、労働条件の関係書類や労働保険の加入状況等を確認の上、それらをもって雇用主としての責務を果たしているかという視点を新たに加えたいと考えております。

また、2つ目でございますが、非公募施設につきましては、これまで税証明等の提出を求めておりませんでした。しかしながら、これらについても滞納がないことなどを確認する必要があることから、非公募施設につきましてもそれらを付け加えたいと考えております。

また、非公募施設につきましては、利用者アンケートの提出についても追加で求めてまいりたいと考えております。

これらの対応方針つきましては、資料1、14ページにおける(ク)、それから、19ページ、「7 事業主体について」の「(3) 雇用者に対し、適切な手続や配慮等、雇用主としての責務を果たしているか。」という評価の視点。それから、20ページ目の「イ 指定の申請」の(カ)から(ケ)の提出書類のところで、修正後の内容として整理をさせていただきます。

なお、それに該当する新旧対照表といたしまして、3ページ目、それから、6ページ及び7ページ目で同種の内容を新旧として整理してございます。

最後の項目でございますが、項番の6に進みます。委員会の公開・非公開及び情報公開等の取扱いにつきましてご説明申し上げます。

まず、現状でございますが、これまでの基本的考え方の中にあっては、委員会の公開・

非公開について、考え方自体は定められておりました。しかしながら、29年4月1日付で茅ヶ崎市情報公開条例が改正されたことを踏まえまして、審議会の公開について改めて整理をしてまいりたいと考えております。

対応方針の1つ目でございますが、まず、審議会につきましては、市全体の考え方として原則公開としてございます。しかしながら、本指定管理者の委員会における公募施設の募集要項の審議につきましては、情報公開条例第5条第3号に掲げられる非公開情報が一部含まれるため、非公開としたいと考えています。また、公募施設の指定管理者の候補者の選定につきましても、第5条第2号に掲げられる非公開情報が含まれることから、こちらも非公開としてまいりたいと考えております。

なお、非公募施設の評価につきましては、原則としては公開としており、申請書類を確認した後、非公開情報が含まれる場合にあっては非公開とすることができるものとしてまいりたいと考えております。

また、2つ目でございますが、会議録及び候補者の応募書類等の情報公開につきましては、原則公開と考えてございます。ただし、非公開情報が含まれる場合につきましては、一部を非公開とすることとしたいと考えております。

この点につきましては、資料1にあっては、17ページの中段「⑧委員会の公開・非公開」のところで整理しております。

以上が今回の考え方の見直しにおける大きな論点となりうる6つのポイントにつきましてのご説明でございます。

なお、新旧対照表の一部につきましては、今ご説明申し上げた6つのポイントに該当しない部分もございますが、それらにつきましては、例えば、語句の修正、所要の整備等の軽微な修正を行っている部分もございますので、その点、この場をかりて申し添えさせていただきます。

説明は以上となります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

(藏田委員長)

ありがとうございます。

それでは、まず、順番としては1から6までの項目ごとに議論をしていただいた上で、最後に全体のことを含めて議論していければと思います。

では、まず最初に1番目ですが、募集の期間及び予算計上について、公募期間を1か月以上とするということと、予算計上を当初予算とするというところで、それに伴って、当初予算計上後については、事前のホームページ公開ができるということの対応方針を事務局案として出しておりますが、ご意見、ご感想、修正点、議論、質問等がございましたらお願いします。

(池澤委員)

質問というか、当初予算に組み込まれれば、ここに書いているとおり、事前告知が十分可能になると思うのですが、平成30年度予算が確定したものについては、4月以降、すぐに事前告知が可能となるのですか。

(事務局) (安西室長補佐)

4月以降すぐに対応可能でございます。その前段で、内部的には予算審議等を通じて情報の共有ができておりますので、議決をもらって以降、速やかに可能と考えております。

(池澤委員)

ぜひ、この流れで予算は、当初予算でとらえていただきたいと思います。

(藏田委員長)

いかがでしょうか。

では、1については了承ということで。もちろん、後で、もう一度ここに関連するということであれば、また戻って議論したいと思います。

それでは、2にいきたいと思います。PFI事業者を指定管理者として選定する場合の取扱いについてです。これまでは非公募とする旨の記載はあったけれども、明確な手続の規定がなかったので、それについての手続を定めるということで、具体的には、PFI事業者を指定管理者とする旨を条例に規定した上で、PFI事業者の選定をした結果をこの委員会に報告するという流れで整理をしようということです。また、原則として、事業運営期間に対応して指定管理期間を対応させるということが大きなポイントになるかと思っています。何かご質問、ご意見ございましたらお願いします。

(事務局) (安西室長補佐)

ご質問等に際しまして、説明を補足してよろしいでしょうか。

こちらの点につきましては、事務局でもかなり議論があって、今回ご提案させていただいた内容になってございます。その議論の向きとしてはどういう内容だったのかというと、まず、実際にPFI事業者として選定された事業者があった場合、その事業者が指定管理者となるのが自然な流れであり、ただ、そうは言っても異なる制度というところがあり、自動的にPFI事業者が指定管理者になることはできないということで、改めて本委員会にかけて、選定を行うという手法もできるのですが、そこまでやる必要があるのかという点でございます。選定と言っても、ある意味実態としては決まっているところもございま

すので、そこを簡素化する観点として、まず、設置管理条例の中に、P F I 事業で事業者として選定された者は、それをもって指定管理者とするということはそこで定義をさせていただく。条例に定義をすることで、いわゆる選定は行う必要がないものの、委員会に対してはP F I 事業で事業者として選定された者を指定管理者とする旨と選定の経緯を報告させていただきます。

条例に基づいて自動的に候補者になることで、その先の指定の議決等は普通の選定後の流れと同様に進んでいく。そのような形が一番スムーズなのではないかというところで、今回のご提案をさせていただいていております。

(藏田委員長)

ありがとうございます。ご意見、ご感想、ございましたらお願いします。

(藏田委員長)

P F I 優先的検討規定について、20万人以上の自治体が基本的には検討することが想定されて進めているが、これらの政策との関連があるのでしょうか。関係があるのか、ないのかも含めて教えていただきたい。

(事務局) (安西室長補佐)

まず、優先的検討規定につきましては、この4月から運用を開始してございます。考え方については、実際、手法としてP F I 事業を用いるのか、それとも通常の指定管理でいくのか、それとも直営でいくのか、選択をする際の基準という捉え方をしており、踏まえなければいけない手続きを取りまとめている部分でございます。その仕組みに基づいて選択された手法が、例えば指定管理者制度であれば、皆様のこの委員会に諮られていくような案件になると思われま。事業手法としてP F I が選択され、それが指定管理者制度を導入すべきものであれば、今ご提案しているような流れで進んでいくと考えております。優先的検討規定と相反することは特にはないものと考えております。

(藏田委員長)

よろしいですか。

(池澤委員)

1点質問ですけれども、要は報告事項になるということですか。

(事務局) (安西室長補佐)

はい。

(池澤委員)

報告を受けたときに、その候補者を否定するわけではないにしても、何か意見を言いたい場合、報告は本来一方通行だが、それをPFI事業者にお伝えを事務局としてはされることになるのですか。その辺の仕組みはどうされるのですか。当然、聞くなら聞くで構わないが、こちらは会議をする以上は、何か意見を言うと思うので、その場合の対応について、どういうふうになっているか教えていただきたい。

(事務局) (安西室長補佐)

選定そのものではございませんので、頂戴した意見について、PFI事業者、ひいては指定管理者の候補者に投げかけをすることで施設がよりよくなるような情報も当然想定されますので、必要な部分については団体に伝える等、対応はしていくという考え方は持っております。

(池澤委員)

あくまで運用という意味で事務局のほうで受け取っていただいて渡していただければと思います。お互いがウィン・ウィンになるよう、必要な事務手続を事務局もこちらもするにあたって、よりよくなったほうが良いという趣旨です。

(事務局) (渡邊主任)

1点補足です。モニタリングにつきましては、こちらの委員会でもやっていく形になりますので、いただいた意見に関しては、所管課を通して事業者にお伝えする仕組みは考えております。また、毎年のモニタリング結果の報告やこちら側の管理の状況に関しても、実態につきましてはこちらの委員会を通して報告させていただくことを想定しております。

(池澤委員)

わかりました。現実的なやりとりができるようお願いします。

(藏田委員長)

ほかにいかがでしょうか。

(山本副委員長)

P F I 事業の運営維持管理期間はどれくらいの期間でしたか。今は柳島だけですよね。

(事務局)

柳島スポーツ公園は20年でございます。

(山本副委員長)

長いですね。だから、間、間で外からの目で見れる機会をタイミングとして入れておく必要があると感じます。何かしらの意見を伝える必要性はあると感じます。

(事務局) (安西室長補佐)

その点についてはモニタリングという形で基本的には毎年行いますので、その中のご意見を頂戴したいと考えております。

(藏田委員長)

では、次に「3 指定管理料の剰余金の返還等について」です。ご説明いただいたとおり、経営努力によるものは指定管理者側へ帰属させるものとしても、経営努力が認められない場合については返還するという原則にし、これを協定書に定めましょうということですね。具体的には、例として夜間の利用がないときに返還してもらおうとか、実施予定だったものを実施しなかった場合、いずれにしても、経営努力によらずにコスト削減が図られたような場合については、指定管理料を返還していただくという旨を規定しようという対応ですね。これについてはいかがでしょうか。

(池澤委員)

要は、原則返還してもらおうこととする。そのとおりだと思うけれども、運用という意味で、非常に解釈としては難しい面があると思います。そうしたときに肝心なのは、「協定書に定めることとする」と書いていますが、協定書というのは、ひな型というか、何か決め事があるのでしょうか。

(事務局) (安西室長補佐)

協定書自体のひな型はございます。ただ、現在、事務局で考えているのは、詳細の返還項目までを位置づける想定はございません。経営努力と認められ場合の例として、資料1の31ページにおいて、「剰余金の返還について」というところに、「例えば当初開館予定で料金の算出をしたものの、利用申し込みがなく、夜間閉館した場合や」というところで、例示をする想定でございます。

今回、事務局内部で議論したときに1番多く挙げたのが、例に出ている夜間閉館のようなケースでございます。施設の属性にもよりますが、例えばオープンスペースがあって、いつ誰が来てもおかしくないような施設ではなじまないと思いますが、一部の施設、完全に貸館のような施設では申し込みがなく夜の時間は閉館しようという運用を行っている実態があり、それらに対して、基本的に返還となるような整理をこれまでできていない経緯がございますので、それらをカバーしていきたいというのが一番の意図でございます。

(池澤委員)

返還額が余りに少ない場合に、事務手続のほうがかえって相手にとって負担になるということはないのですか。

(事務局) (安西室長補佐)

例えば、指定管理料の最終的な年度末の支払いのときに精算をして調整するとか、手法はいろいろ考えられる部分ではございますので、その点については、ハードルは高くないという認識であります。

(池澤委員)

心配するのは、受け手側からすると、マイナスのほうだけが強調されていて、何かやったことに対してお金が少し、本当は欲しいですという本音を言いたいときに、減額だけのほうが条項として決まっているとネガティブにならないかと感じます。あとは、反対しているわけじゃないが、これを今後かなり浸透させておかないと、なかなかこういうふうな規定というのは、知らなかったときに、最後に精算したらマイナスでしたと言われると、最初に言ってほしかったというようになることも考えられるので、なるべく丁寧にお知らせをしておいたほうがいいと感じます。そのためには、もっと具体的にどういうことが考えられるのかということを知られたときに、こういうこともありますねということを知つておくことが必要で、1個、2個の事例だけではなかなか伝わらないというのがあると感じます。そこは、今後、継続してやっていく間で、ノウハウとして市のほうに蓄積されていくと思いますが、最初のほうの言い方というのは注意しておかないといけないと感じています。

(事務局) (安西室長補佐)

承知いたしました。

(事務局) (青柳行政改革推進室長)

ここの部分、非常に難しく、どこが努力した部分なのか、そうじゃないのかと、色分けが正直難しいです。1つの基準といいますか、考えとしては、例えば、債務負担行為をするときに、予算を上げていただきます。そのときにもろもろの事業から人から何から、全てを積み上げて債務負担行為の額ということで上げていただくのですけれども、その部分がしっかりと、その年度、年度で検証されているのかどうかというところは、一つ基準であると思っております。

相手方の負担としては当然ふえます。我々のチェックポイントや判断の力についても、磨き上げていかないと、なかなか難しいというのは、事実として認識はしておりますが、ただ、今まではっきりした記載がないがために、相手方にはっきりと返してくださいというところを言えない部分も正直ありましたので、これで改めて意思表示をさせていただいて、そこで相手の団体と市と、じっくりと時間をかけて、色分けというのをしていくべきと思っております。

ただ、相手方にとっても、当然、納得していただくためには、今、委員がおっしゃったような、ある程度具体的なものというのは必要だと思っておりますので、この部分については、まずは大まかなものはつくっていきたいと思っております。

(藏田委員長)

ほかにいかがですか。

これは、議論するに当たって、前提として、まだ返す規定がないので、返されることはないわけですが、どれぐらい夜間の閉館があるのだとか、実施予定だったものを実施しなかったのかというのは何か違うように感じます。要は提案事業としてやっていたものをやらなかったというのは、経営努力によらないとかということではなくて、約定違反です。やらなかったので、その分は不当利得になるので返してくださいという話です。提案にある両方を経営努力と認められない場合とした場合、どのくらい該当する額があるのかというのが、ここに書き込むときの必要性の説明としては要ると感じています。結構頻発していてかなり目に余るということであれば、それはしっかりと、池澤委員のご懸念もあると思いますが、市民の財源でもあるので、適正に管理することが必要であるでしょうし、それほど金額的にないのであれば、どうでしょうか。モニタリングの状況で、夜間利用がないような、予約施設というのは結構あるような気がします。それなりの額になるのか、そこら辺が何か情報としてあると定めるにしろ、定めないにしろ、議論するには必要な情報かなという気がします。

(山本副委員長)

「経営努力」というのがすごくあやふやな言葉なので、入れることはどうなのかという

のが1つです。それから、コミセンに関しては基本的には残ったものは随時お返しするという事ですので、夜間の閉館については問題ないと思います。今回これで出てくるのは、コミセンとかじゃなくて、要は一般の法人が管理している貸館に関してだと思えるのですが、それについては、最初の規定で、この期間を貸しますよ、この期間を対応しますよと決められている中で、懸念というのはやっぱり違うだろうし、ただ、考え方として、向こうが「いや、それは経営努力です」と言う場合もあるわけでしょう。要は、無駄な人件費と無駄な光熱費を払う必要がないのだから、それが閉めているのがイコール経営努力と言われると、ここにはまらなくなってしまうので、「経営努力」という言葉を入れること自体が難しいと感じます。そうじゃなくて、協定でこういうことをやってくださいというものを決めているわけだから、それをきちんとやっているか、やっていないかというところで判断をするべきじゃないのかなと思います。

(事務局) (青柳行政改革推進室長)

こちらの「経営努力」というのは、指定管理者を制度自体の説明の書物とかを見ると、「経営努力」という言葉で書かれているというのが事実であります。委員おっしゃっているように、経営努力とは具体的にどんな内容なのかということかと思うのですが、ただ、こちらについては「経営努力」による部分は吸い上げないと書いてある以上、この「経営努力」という言葉自体をなくすというのは難しいというふうに思っています。

ただ、下の「例えば」以降の部分について、今、委員長からもお話しいただいた部分ですとか、山本委員からもお話しいただいた部分もそうですけれども、誤解を招くような例示はよくないと思っておりますので、この部分については、再度事務局のほうでも検討させていただいて、誤解を生まないような、これは当然返すべきものというのがわかるような形で修正したいと思っております。

(藏田委員長)

意見として、「経営努力」というのはどちらかというとプラスの意味で使う言葉なので、それをやるとか、やらないとか、認める、認めないというのは対立的な感じになってしまうので、こういう罰則規定などは、どちらかというと淡々と、協定なり選定の際に示された条件と相違した場合については、その差額を精算すると書いておけばいいと思うんですね。開館時間は定められると思いますし、やることについては書かれているので、経営努力かどうかということよりも、事実として、感情が入らないように、なるべく形式的に担当課の職員と指定管理者が話し合って済むような客観的な言葉が使われたほうがいいのかと思います。そういう意味では、時間だとか内容だとか、数量だとか、対応した人数だとかということの事実の差をもって精算するという事、もしくはそれについて減じた

場合については、原則返還をするという書き方を、プラスできればと思います。経営努力は議論し出すと、今、山本委員がおっしゃったように、口をついて、それも一生懸命考えた結果やっているんですというふうになってしまうと、お互い辛いことになるので、大筋、要綱上書くのか、別記にするのか、わからないですけども、何らか客観的にわかりやすい、誰でも判定できるようなものにしておいたほうが良いと思いました。

(池澤委員)

要は、担当者によって、あのときは認められたのに、今度はだめですかみたいな議論になってしまうと、水掛けみたいになってしまう。お互いの不信感になってしまうのが、指定管理の場合、一番よくないと思うので、そこを注意されたらどうですかということだと私は思います。

(事務局) (青柳行政改革推進室長)

その基準を示すことがお互いにとって誤解を生まないことになると思いますので、いただいた意見を踏まえて、もう少し事務局の中で検討させていただきたいと思います。

(藏田委員長)

ありがとうございます。

よろしいですか。

次にいきます。「4 地域集会施設・子どもの家等複合施設の指定管理者の選定における課題について」ということで、設置管理条例上違う複数の施設を同じ者が指定管理で受ける場合、両方で必要な申請書類であるとか、手続き上全て別々に必要になるものということで、煩雑になってしまっている部分の対応方法としては設置管理条例上の扱いはいじらずに、選定委員会における審査の仕方として、そういう施設を一括して募集し審査をする。それによって、書類は別々ではなく1式で構いませんというふうに修正をしたいということですね。具体的な例としては、茅ヶ崎のコミセンと子どもの家等が複合併設ということですが、これについてご意見いかがでしょうか。

(山本副委員長)

同じことを繰り返し繰り返しやる必要もないですし、選定委員会を開くに当たっても同様だと思うので、そういった整理でよいかと思います。

(藏田委員長)

よろしいですか。

(池澤委員)

築年数がだいぶ経過してきていますので、今回の手続としてはこれで適正だと思っています。市としては、今後そういった施設全体についてどうするのかという見直しをもうしなければいけない時期に来ているということを考えたときに、条例はかなり昔につくられたものなので、今の時代に合うこれからの施設の形というか、行政サービスをどうしましょうかという議論、つまりは市として今後行政サービスとしてどういう内容の施設提供をさせていこうかという議論は続けていかないといけないとは思いました。その意味で私は提案させていただきましたので、選定自体はこれでオッケーだと思います。その姿勢を今後市としてはかなり求められてくる時期が差し迫っていると思いますので、そこは注意されたほうがいいかと思います。

(藏田委員長)

お答えはありますか。

(事務局) (青柳行政改革推進室長)

施設については、再編計画がございまして、今後、老朽化していきますので、いつのタイミングで建て替えるなり、複合施設なりというところの計画は持っているところです。今後、今まで目的がばらばらだったものが、場合によっては統合されたりといったところも出てくると思いますので、そのあたりを含めて、今後、整理はしていきたいと思っています。

(藏田委員長)

よろしいでしょうか。

次、5番にいきます。「指定の申請における申請書類及び評価の視点について」ということです。これについては、審査の中で、池内委員からご指摘いただいた点を踏まえて、提出いただく労働関係の書類等を明確化したということです。非公募施設についても納税の税証明等や利用者アンケートも含めて、提出する書類及びその評価というものを見直していきましょうということの提案です。ご意見いかがでしょうか。

池内委員、いかがですか。

(池内委員)

非常に結構だと思います。今まで、労働保険とか社会保険に加入しているかどうかという事は伺わないとわからない。そういうのもちゃんと書類上で確認させていただくということになれば、指定管理者自体の姿勢がはっきりと我々にわかると思いますので、ぜひ

そういうふうを実施していただきたいと思います。

(藏田委員長)

いかがでしょうか。

なければ、次、6番にいきます。「6 委員会の公開・非公開及び情報公開等の取扱いについて」ということで、原則、条例上は公開ということですが、一部非公開とする理由について整理をするということ、条例5条3項と条例5条2項に掲げられるときを非公開するということと、非公募施設の評価については原則公開とし、書類を確認した後、非公開情報が含まれる場合に非公開とするということですね。あと、議事録その他については原則公開、非公開情報については一部非公開とするという扱いで整理をしたいということでございます。ご意見、ご感想、その他ございましたらお願いします。

私から。「非公募施設の評価については」と書いてあるくぐりを具体的に運用することを考えたときに、どのタイミングで確認をし、どのタイミングで非公開とするのかというのは、どのような形になっているのでしょうか。

(事務局) (渡邊主任)

運用自体は、昨年度の選定のときの運用のままでございますが、まず、申請書類が団体さんほうから出てきて、事務局のほうで中身のほうは確認をさせていただきます。その中で、これはその企業、団体独自の情報であるということが事務局側で認められた場合には、委員会開催前に委員の皆様へ、今回は非公開でよろしいでしょうかというようなメール等でのご連絡をさせていただきます。審議会に関しては、事前に傍聴の方がいらっしゃる可能性があるため、会議の1週間前までに会議開催の案内を公表しなければいけないことを踏まえ、それに間に合うタイミングで、委員の皆様へ確認をさせていただき、非公開の場合には非公開とさせていただきますと思っています。

(藏田委員長)

ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、1番から6番まで議論させていただきましたが、ほかに全体として気になる点、今後の審査のバイブルというか、ルールになりますので、本紙のほうをご覧になって、もしくは新旧対照表をご覧になって、お気づきになった点などございましたら、議論させていただきたいと思います。いかがでしょうか。

私から1つ申し上げたいのですが、評価項目について前回の指定管理の審査の中

で、民間の事業者さんが出てきたときに、いい提案がありました。コスト削減努力について質問し、なかなかいい回答がなかった。結果的には選定には至らなかったというようにもございましたが、指定管理者の評価項目の中に、価格評価もしくはコスト削減の部分の評価の項目が現時点ではないんですね。もちろんそういう努力をしますと書いてあるものについては評価するということではなくて、結果、努力しますと書いて、上限額いっぱいであっても構わないとなっています。逆に言えば、努力した分、うまくやりくりして、コストを削減するという提案についても、評価を受けとめる評価項目になっていないので、その点は1点どのような形があり得るのかなんですが、何か項目を入れるなり、ちょっと考える必要があると思います。

(事務局) (安西室長補佐)

今回、資料の2の6ページの項番の3の「収支計画について」というところがございませぬ。ここで、従前は、面接審査において収支計画の部分というのは審査項目ではなかったんですが、そちらを面接の審査項目としてございませぬので、プレゼンの場で、このあたりの内容のうち、今、藏田委員長がおっしゃられたコスト削減に係るような部分の提案が例えば具体的にあつて、それが収支計画に反映されているというような部分がもしあれば、そこをもって評価できるというような形はどうかというところで今回ご提案させていただきます。

(藏田委員長)

私は、資料1の18ページの「3 収支計画について」(1)実施期間の内容から(2)縮減等を図る提案があるかというところで、これについては面接でも聞くことができるということで対応するというのが1つあると思うんですが、繰り返しになりますけれども、別にコスト削減することが是だとは思いません。例えば民間の事業者さんが既存の指定管理者さんと競争したときに、実績とか内容とかだけで評価する、もちろんそれでも一生懸命頑張るわけなんです。なかなか甲乙つけがたいという状況に多分なるのかなと。そのときに、もしかしたら、新たな民間の事業者さんであれば、その部分、価格的にも頑張れるかもしれない。それは、既存の事業者さんに対しても現指定管理者さんに対しても、価格的な要素も含めて比較検討する自由な視点を与えることにもなると思うので、何らか、評価の採点の仕方として、項目としては入れておいたほうがよいのではないかとことです。

(事務局) (青柳行政改革推進室長)

今いただいた意見を踏まえまして、もう少しこの内容については整理をさせていただきます。

ます。

(事務局)

例えば、今の委員長のお話から、具体的な項目の言葉のイメージがまだわいてございませんで、何か具体的な例はありますでしょうか。

(藏田委員長)

例えば、他の自治体の総合評価の評価項目を見ると、技術評価や提案内容とあわせ、100点のうち5点とか10点ぐらいかもしれませんが、価格に対する評価点を項目として入れているんですね。100点中何点満点という評価の仕方にするのか、というのはいろいろなやり方があると思います。

(山本副委員長)

上限よりも安くということですか。

(藏田委員長)

安く出す必要があるのだなというふうに、それを評価する姿勢を市としては持っていますよという意味において、今、その部分の項目がないので、プレゼンの内容において、その部分について余り突っ込めない。それはもともと求めていない話なので。なので、金額の多寡の部分が大きなウエイトを持つ必要はないとは思いますが、今後の指定替えの審査のときに、茅ヶ崎市としての総合評価の中に金額提案の項目は少なくとも入れておいたほうが良いという趣旨です。あまりウエイトとして高く評価するというのではなく、5点でも10点でも、極端な話、3点でも1点でも。

(山本副委員長)

ただ、収支計画について、経費の縮減を図るというのがあるから、25点だけでも。

(藏田委員長)

例えば、5点を価格評価というところにしておいて、例えば、一番いい提案をした者に対しては5点で、2番目が3点でとかという順番で点数をつけることもできると思いますし、幾つかの金額帯をつくっておいて、ここだったら5点、3点、1点とか。とにかく、そういう項目を入れておいたほうが、今後の運用上、いいんじゃないかなということですよ。

(事務局) (安西室長補佐)

基本的考え方で、全ての非公募も公募も含めての考え方なので、そこまで載せられるかというところがあるのですが、今いただいた委員長の意見で、例えば、民間が絡むようなところについては、募集要項の審議等、その辺で当然ご議論いただく部分もあると思いますので、そこで評価の内容について我々も提示ができるようにしていきたいと思っています。当然、基本的な考え方についても何かしら文言は入れなければいけないと思いますので、そこについてはまた整理をさせていただきたいと思っています。

(池澤委員)

ちょっと余談ですけども、さっきの4番でしたか、一括管理で募集するということがありましたけれども、今後、いろいろな分野で包括的にサービスを提供するという流れが自治体の中でもかなり大きくなってくると思います。ここでは、ただ事務的に少し施設をまとめてみますという話だけでしょうけれども、今後、自治体の中では、そういった包括的なサービス提供みたいなものを考えていかなければいけない時代になってきますので、指定管理という枠の中だけで考えていく時代ではなくなると思います。課を超えてという話にもなってくると思いますので、そこら辺を少し意識ながら、30年度がかなり大きな転換期になっていくと思います。2020年を超えてくると、日本もどんな時代になるかわかりませんが、かなり施設に対する考え方が変わると思いますので、そこら辺を見据えた上での指定管理制度運用というのを心がけていかれると、選定する側としても、今言ったポジティブに選定ができると思うので、そこら辺はお互い、意思疎通をしっかりと図りながらやっていけたらいいかと思います。ぜひお願いしたいと思っています。

(事務局) (青柳行政改革推進室長)

今いただいた意見、かなり大きな話であると思っています。今後、実施計画もそうですし、32年度、33年度から総合計画という10年先の将来を見据えた形でその部分についてはいろいろ事業を検討していくのですが、そういう視点を踏まえながら、総合計画の策定にあたっていく中で、今後の議論も当然されていくと思いますので、そこで改めて意識をしていきたいと考えております。

(藏田委員長)

ほかにいかがでしょうか。

私も池澤委員と同じようなところのポイントで、要は、これは多分官民連携の肝なんですけれども、選定の条件とか手法をどう設定するかで、ほとんど提案していただける事業者も、それに対する提案の内容も、最初の条件設定をどうするのかというところが多分一番の肝だと思います。出してしまえば、ある面ではパブリックな透明な競争の中でやって

いくということになるので、そのバンドリング、まさに組み合わせもそうですし、組み合わせ方、あと、公募・非公募の選定もそうですけれども、今回、そういう意味では過渡期に両方があったので、非常によくわかったかと思います。ある面では、今いらっしゃる方々によりよくなっていたかためにも、うまく、そういう意味では非公募も含めて、評価も含めて、使いこなしていくということは、多分民間側を鍛える意味でも、もしくは育てていく意味でも、本当の意味での官民連携を進めていくことが非常に重要だと思います。当然くり方だとか、条件としてまさに何を評価するのか、今回、非公募の団体を評価するのはかなり難しかったので、やはりそこら辺は、これまでの事情を十分踏まえながら、継続性を担保すると同時に、一定の工夫なり改善というのは必要なのかな。

そういう意味で言うと、どういうふうに指定管理施設を包括的な施設にするというあたりの議論がどこかのタイミングでできるといいのかなということも思いますし、そういうようなことも含めて、何より利用されている方々だとか、それを管理されている、その方々自身が地域の市民でもあったりするので、その方々の意識を変えていけるような、継続的ないろいろな仕掛けを打っていかないといけないと思います。そういう意味では、出てくるものをどう処理するのかということももちろんそうなんですけど、より戦略的には、向こう何年間かの事業の見通しの中で、全部が全部できるとは思いませんし、オーバーフローしてしまうと思いますけれども、その中でも特にインパクトがありそうなもの、稼ぎそうなもの、活かせるようなものみたいなものを、なるべく早い段階で、いろいろな意味で議論させていただきながら定めていけるといいのかなというふうに思います。一意見でした。

(事務局) (青柳行政改革推進室長)

今、委員長ご指摘の、粛々我々も事務をやっているという中で、当然何かしら課題も出てきています。これは本当に指定管理という制度でいいのかどうかとか、そういう課題も出てきておりますので、そこは時間をかけてという形になってしまうかもしれませんが、何かしら議論いただく場は設けさせていただきたいなと思いますので、よろしく願います。

(藏田委員長)

では、一応皆さんからのご意見は一通り出たということでまとめさせていただきたいと思います。

項番1からざっと見ていきますと、1はそのままでいいですね。1は了承ですね。2についても、2も了承ですね。3については、ここの表現については事務局のほうでご検討いただいた上で進めていただければと思います。4の課題についても了承ですね。5の評価についても了承。6の非公開についても了承ということで、あと、その他の意見につい

では、可能な範囲で検討いただければということでまとめさせていただきたいと思います。  
よろしいでしょうか。

以上で次第の（１）指定管理者制度導入に関する基本的な考え方改訂についての議論は終了させていただきたいと思います。

（藏田委員長）

それでは議題２「その他」事務局から何かありますでしょうか。

（事務局）（土井主任）

本日机上に配布させていただいておりますが、今年度のスケジュールにつきましては、６回程度を予定しております。応募者の状況等によって回数の変更もございますのでご承知おきください。また、委員の皆さまに一度日程の確認はさせていただいておりますが、現時点で不都合な日程等ございましたら、改めてこの場で調整させていただきます。なお、８月の会議につきましては、池澤委員より不都合とのご連絡をいただいておりますが、候補日の中ですべての委員がそろそろ日程がございましたので、申し訳ありませんがこちらで設定させていただきました。

また、これまでモニタリング結果報告につきましては、報告書がまとまった時点で委員の皆さまに送付させていただくこととしておりましたが、今年度からは委員の皆さまへ報告書に基づき報告していただき、ご助言をいただくこととしたいと考えております。

しかしながら、指定管理者制度導入施設は多数あるため、全ての施設に対してご助言をいただくには大変時間を要するため、原則として、指定管理者の候補者の選定年度の前年度に、関係各課に出席いただき、モニタリング結果の報告をしていただくこととしますのでご承知おきください。

（藏田委員長）

今年度の日程及びモニタリング結果報告について事務局より説明がありました。  
皆さまより何かありますでしょうか。

（藏田委員長）

よろしいですか。それではこちらで進めていただくようお願いいたします。事務局は他によろしいですか。

（事務局）（土井主任）

次回の指定管理者選定等委員会につきましては、8月22日（火）14時に開催し、ケアセンターの募集要項の審議及びモニタリング結果の報告を行います。

募集要項の審議につきましては、募集開始前の市の内部情報に係る審議となるため、非公開で開催させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

【異議なしの声】

それでは、募集要項の審議につきましては、非公開にて開催させていただきます。詳細につきましては、開催通知にてご案内させていただきます。

なお、事前に御案内させていただいておりますが、本日お車でお越しの方は事務局にて確認印を押させていただきますので、委員会終了後お声がけください。

事務局からは以上です。

（藏田委員長）

委員の皆様から、その他何かございますでしょうか。

ないようでしたら、以上を持ちまして、平成29年度第1回茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

委員長署名 藏田 幸三

委員署名 池澤 龍三